

## < 原発検査の「維持基準」導入に関する報道 >

2002.9.10 自民党政調審議会が「維持基準」導入の電気事業法改正案の臨時国会への提出を了承。

2002.9.11 刈羽村議会が臨時会で、柏崎刈羽原発でのプルサーマル計画実施を認めた事前了解を撤回するよう品田宏夫村長に求める決議案を全会一致で可決。品田村長は「考えている方向は私も一緒。」また、刈羽村議会は、**原発の維持基準やチェック体制強化などを国に求める意見書**および**トラブル隠しが指摘されている柏崎刈羽2・5号の早期停止と点検などを東電に求める申し入れ書**をそれぞれ全会一致で可決

2002.9.21 **保安院が維持基準の原案をまとめる。** 機器や材料ごとに(1)検査方法、(2)ひび割れや劣化の安全評価、(3)修理や交換方法を定める。シュラウドは厚みの半分程度の深さのひび割れを許容。最も力がかかるのはシュラウド下部溶接部にひび割れがあり地震が発生した場合で、厚さ5cmならひび割れ深さ2.5cm以上では強度が保てない。このため運転開始後5年以降20年以内に水中カメラや超音波などで詳細な点検を求める。再循環系配管は深さ数mmのひび割れなら年に1度観察しながらの運転を認める。再循環系配管の内外圧差が約70気圧あり炉内構造物より基準が厳しい。厚さが3.5～4cmの場合、深さ数mmのひび割れの兆候は安全性に影響なく、兆候が見つかった場合は1年ごとに超音波で長さや深さを計測し、十数mmまで深くなったら修理か交換をする。原案通りに法令に組み込まれば、問題のひび割れのほとんどは、一転“許容範囲内”になる。

2002.9.26 **保安院が原子力安全規制法制検討小委員会に欠陥評価基準(維持基準)導入や自主点検の法定化、罰則の強化を柱とする再発防止策を盛り込んだ中間報告書案を提出。** 隠ぺいの背景として、(1)運転中でも「新品同様」を求める部品の技術基準しかない、(2)国に報告すべきトラブルの明確な基準がない、と指摘。主な骨子は、自主点検の法定化(「自主検査」と位置づけ)と国などの審査体制整備 自主検査結果の記録保管の義務化 **欠陥評価の義務化と基準の整備** 監査部門の設置と罰則の強化 定期検査、自主検査などの取り組み状況と評価結果などの情報公開 新技術の工事、修理法許認可の判断迅速化 検査規定の明確化 検査官など人材の質的向上。10/1の第四回会合で最終合意を得て電気事業法と原子炉等規制法の改正案を作り、来月開会見込みの臨時国会に提出予定。13カ月間隔の定期検査、年4回の保安検査だけでなく抜き打ち検査も導入。損傷などを国へ報告する基準を明確にし、軽微なトラブルでも事業者とメーカー、国が情報を共有して活用する体制をつくり、情報公開を進めていく。

2002.9.30 **佐藤栄佐久福島県知事が県議会で、国の「維持基準」導入計画について「再発防止に本当に効果があるか、安全性・信頼性向上に本当に結びつくのか極めて疑問だ」と述べ、強い反対姿勢を示した。** **福島県や県議会などは「トラブル隠しの全容解明や体質改善が先」「過去のトラブル隠しをうやむやにしかねない」などと維持基準導入計画に反発を強めている。** 福島県は同日、原発立地町とともに東京電力と結んだ福島第一原発、第二原発の「周辺地域の安全確保に関する協定」を見直す方針を議会で明らかにした。東電が県や立地地域に行う通報連絡や情報提供の基準をより明確化し、これまでは報告義務がなかった原発機器の微細な損傷なども対象としたい考え。

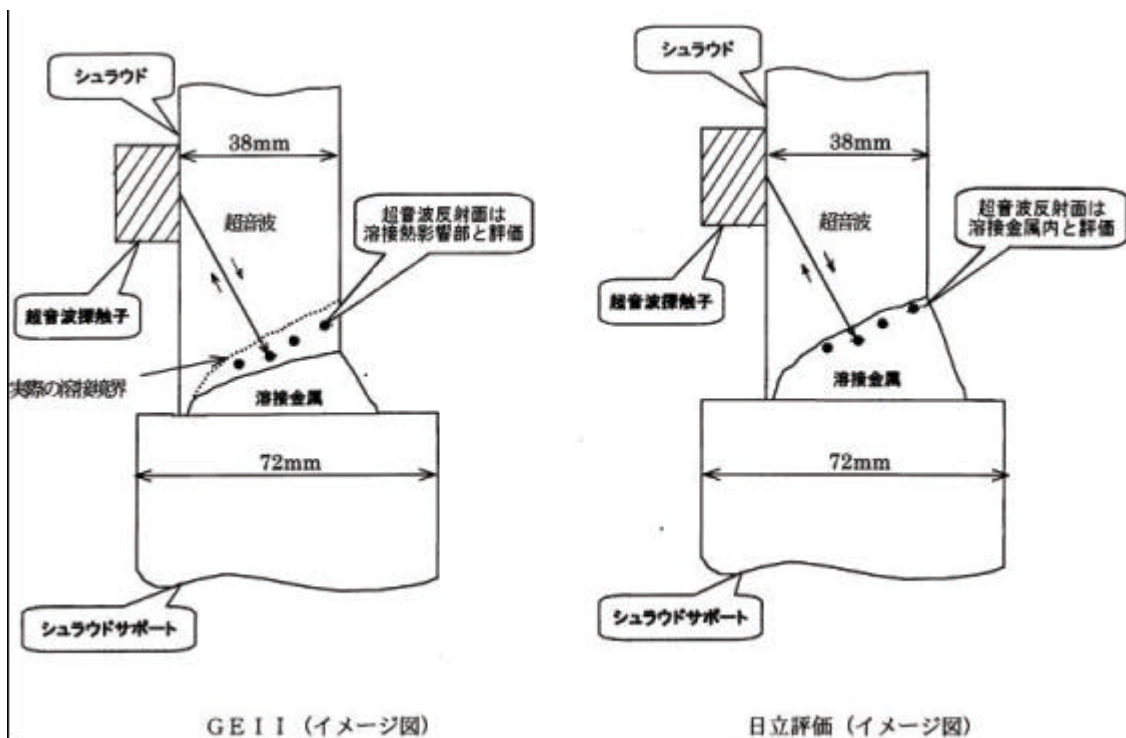
2002.10.2 保安院の片山正一郎審議官が**福島県の内堀雅雄生活環境部長**に維持基準導入など再発防止策を説明、内堀部長に**「それは規制緩和なのか、強化なのか」**と追及され、**片山審議官は「ルールを優しくして問題が起きないように、というつもりではない。」**「規制を緩める考えは全くなく、罰則も強化する。」**「個人では払えない程度の」**罰金を検討している。また、資源エネルギー庁長官に今回の問題を伝えた時期について、2000.7に告発の事実を報告したが、その後の調査状況は報告せず、全容を伝えたのは公表当日の今年8/29だったと明言。

2002.10.2 **日本原子力産業会議の西沢潤一会長が、東京電力などのトラブル隠し問題に対する声明を公表、原子力関係者に自省を促しつつ国などに「軽微な損傷を許容する維持基準の早期導入を求める。」**

## < 検査の精度と評価 >

2002.9.25 福島第一 3号で、制御棒駆動水圧系配管282本(予備の8本を含む)の242本(86%)にひび割れを発見。3本はひびが貫通していたが、表面塗装のため水漏れせず。貫通3本を含む16本で肉厚が許認可基準3mm(外径3.4cm、肉厚6.4mmのステンレス製)を下回る深さまでひびが到達。東電は貫通したひびの状態から1970年代初の建設時に付着した塩分によりかなり早い段階から「粒内型応力腐食割れ」が生じていたと判断。1978年に浜岡原発1号で制御棒駆動水圧系配管のひびが確認され、東電は1980年に福島第一3号で塩分対策として配管の原子炉格納容器に接する部分約50cmを塗装。この塗装部分にひび割れが集中していた。1988年に福島第一2号で深さを検出できない程度のひびの兆候を発見、3・5・6号でも1987～2001年の自主点検で、それぞれ最大長さが7.26mm、5.2mm、3.1mm、最大深さが0.5mm、0.4mm、1mmのひびの兆候を確認していたが、国に報告せず。東電は「3号機のひびが一番最初に見つかったのがいつかは不明。1998年の時点では、ひびの深さは最大でも約0.5mmで、放置しても大丈夫だと判断した。配管の厚さが3mmを割らないように管理していたつもりだったが、結果として割ってしまった。」福島第一3号では2002.8.17に配管36本にひび割れが見つかり、詳細調査していた。配管が破断しても制御棒が抜け落ちない構造。東電は全配管を交換、他原発でも原子炉停止時に調査の方針。

2002.10.8 島根1号で、1994.11の定検中にシュラウド超音波検査で、ひびの可能性を示す反応があったが「異常なし」と判断し国には報告しなかったと中国電力が発表。この超音波検査は福島第一2号シュラウドでひびが発見されたため国の指示で実施したもの。日立製作所から請け負ったGEIIが検査し、シュラウド台との溶接付近内壁で深さ23～23.5mm、長さ78～159mmの反応を3ヶ所発見し「ひびが原因の反射と考えられる」と日立に報告。シュラウド製作者である日立が製作図に基づく溶接構造図と照合した結果、GEIIの工事記録に記載のある当該部の構造図の寸法・形状が不正確で、これらのインディケーションの位置はGEIIの指摘した溶接部の上部ではなく、溶接金属内部かその境界部分であり、擬似エコー(溶接部分の金属組織の違いや形状の違い等に起因したもの)であって応力腐食割れによるひび等の欠陥とは認められないと判断、中電に「有害な欠陥は認められず、健全であることが確認された」との報告書を提出。溶接面は凹凸があるため超音波反応が出やすく、当時溶接金属内部ではひびが入った例は見つかっておらず、ひびが入りにくいとされていた。日立はGEIIとは協議せず、中電に「良(異常なし)」と報告、口頭で「疑似エコーである」と伝え、中電は「問題ない」と判断。しかし、1999年に敦賀1号で溶接金属にひびが確認され、今なら100%ひびの兆候ではないとは断定できない。」現時点(の技術レベル)なら詳細調査を検討する例、だったと説明、ひびの有無は結局不明。ただし、シュラウドサポートおよびシュラウドサポートの原子炉圧力容器取付け部についてシュラウド取替工事時に目視検査で異常がなかったことを点検記録により確認。



## <原子力安全管理体制に関する報道>

- 2002.9.5 自民党福島県連会長の根本匠衆院議員ら同党県連役員が平沼経済産業相に原子力安全・保安院の対応を抗議し2年間の対応の徹底調査、同院の同省からの分離独立など国の原発検査体制の抜本的見直しを要請。「国策を推進する立場だったが、根本で裏切られた」
- 2002.9.30 村田成二経済産業省事務次官が会見で「圧倒的に専門家が少なすぎる」と漏らし、保安院職員は「わからないことが多く苦労した。辞書を引きながら外国語を読むのに近かった。」と明かす。(毎日10/2)
- 2002.10.1 保安院が、東電不正問題についての中間報告を公表。29件について、暫定評価で「問題なし」だった福島第二・1号ドライヤーを「自主保安として不適切」に変更、暫定評価後明らかになった再循環系配管ひび割れと日本原電敦賀1号のシュラウドひび割れ兆候について「国に対して報告や情報提供が必要だった」と指摘。今回の問題の背景を「本店の限られた部門、発電所の技術専門家の独善的な判断」に対する「全社的な品質保証機能がまひしていたことが根本原因」と分析。東電の1997年制定の「企業行動憲章」の内容を知っている社員はほとんどおらず、1991年美浜2号蒸気発生器伝熱管破断事故を契機に始まった「原子力監査」も年2回、各3日行われるだけで、監査箇所も事前連絡するなど「形式的だった。」
- 東電社内調査の関係者は「自主点検分でも不正があっても、刑事告発されないのは分かっていた。だが定検での偽装はまずい。このままでは本当に原発が止まってしまう」(読売10/2)
- 2002.10.1電気新聞 経済産業省が2004.4設立を目指していた原子力規制の独立行政法人 原子力安全基盤機構(仮称)を来年度中に前倒しする見通し。今秋の臨時国会に関連法案を提出する方針で、保安院が法案作成の検討に入る。電気事業法で定める定期検査、原子炉等規制法で定める保安検査の一部業務を保安院から受け継ぐほか、新たに電事法上の検査に位置付けられる自主検査についても役割を担う見込み。事業者が構築する品質保証体制の監査なども行う。
- 2002.10.8朝日 朝日新聞社の全国世論調査(電話調査10/5~6)で、原発で事故が起きることに9割近くが不安。「安全に重大な影響はない」という国の説明に「納得できない」が86%。原発推進に賛成が38%、反対44%。2000.12調査(面接)では、賛成33%、反対48%で、反対が賛成より多く4割台を占める傾向は変わっていない。原発事故に対する不安を「大いに感じる」49%、「少しは感じる」38%。昨年12月面接調査では「大いに」40%と「少しは」35%を合わせて75%。調査方法が違うため単純な比較はできないが、より深刻な不安が広がっているようだ。不安を感じているのは男性85%に対し、女性では90%まで高まる。「大いに感じる」も、女性54%の方が男性45%より高い。「安全に重大な影響はない」という国の説明に「納得できない」86%の層では、原発事故への不安を「大いに感じる」53%で、全体(49%)よりさらに高め。原発推進に賛成と答えた人でも、原発事故への不安や、国の説明で「納得できない」はそれぞれ8割を占めた。
- 2002.10.10 福島県議会主要3会派が、「本県においてはプルサーマル計画は実施しない」との表現で県内での同計画を白紙撤回するよう国に求める意見書案をまとめ、11日の県議会本会議に共同提案することで合意。他会派も反対しない意向を示しており、全会一致で可決する見通し。「原子力発電所における信頼回復と安全確保に関する意見書」案では、(1)プルサーマル計画を実施する前提条件が消滅した今、本県においては同計画は実施しない、(2)県エネルギー政策検討会の中間報告の内容を踏まえ、エネルギー政策全般の見直しを行う、(3)国の検査は経済産業省から独立した機関で行う ことなどを小泉首相、平沼経産相、原子力委員会などに申し入れる内容。
- 2002.10.10 核燃料サイクル協議会第五回会合(東京)で、福田官房長官、平沼経済相、藤家原子力委員会委員長、藤洋作電事連会長など全出席者が核燃料サイクルについて「いささかもこれまでの路線に変更がない」方針を確認した。木村守男青森県知事は、福田康夫内閣官房長官、平沼経産相ら政府首脳に、「原子力立地府県の立場を原子力基本法などで明確にする、原子力安全 保安院の経産省からの明確な分離 独立による安全規制体制確立、プルサーマル計画に対する政府一体としての取り組みの明確化、青森県を高レベル放射性廃棄物の処分地とはしない、など6項目を要求。平沼経産相は「重く受け止め真摯に検討する」と回答。政府は、11月下旬の青森県議会前に

再度協議会を開く方向で調整し見解を示す。木村知事は会議後、**【保安院の独立など今日要望したことに納得いく回答が(次回協議会で)得られなければ、使用済み核燃料の搬入は認められない。(再処理工場稼働などを含む核燃サイクル政策への協力全般に対しても重大な決断をする。】**2005年稼働予定の青森県の再処理工場や、2009年稼働予定のMOX燃料工場などについても「(要望を)ほごにしたり、一方的なことになれば、協力しない」と明言。

**細田博之科学技術担当相**が同日閣議後の記者会見で「平沼経済相と同様、提案を重く受け止める。安全規制のあり方を望ましい形にしていかなければならない」と述べる一方、「事業者を所管して近い位置にいることから、経済省の中に保安院を創設し、安全規制体制を整備した経緯がある。」**東海村臨界事故など過去の経緯を踏まえて、保安院と原子力安全委員会とのダブルチェック体制が確立した。さらに制度を変える必要があるかは、いまひとつ検討しなければいけない。」「行政側のチェック体制が企業の対応のゆるみを生んだという見方は正しくない。内部だけで問題を片づける企業モラルの問題だ。」「ゆるんだ対応が見つければ、保安院と原子力安全委員会のダブルチェック機能をもっと厳しくすべきだ」と強調。これを知った木村知事が、平沼赳夫経済相と意見が統一されていないなどと苦情を寄せ、細田大臣は10/16の閣議後、**事実と異なると報道内容を否定。****

2002.10.11電気新聞 **政府が経済産業省の特別の機関である原子力安全 保安院を内閣府に移管し、原子力推進行政を担う経済産業省から組織上分離する方向で検討を開始。内閣府の原子力安全委員会事務局と一本化し、現在安全委員会が担っている保安院の2次規制(ダブルチェック)機能は原子力安全委員会が引き続き担う方向が濃厚だが、公正取引委員会のように国家行政組織法に基づく独立した行政委員会を新たに設置する案も急浮上。**

2002.10.11 **衆議院経済産業委員会**で、参考人の佐々木保安院長に対し、監督責任を問う意見が相次ぐ。「隠ぺい工作は自治体の信頼を一気に損なった。格納容器の機密性検査にも疑惑があり、調査すべき。告発者の情報を東電に漏らした保安院は法律違反」(自民・栗原博久氏)。「規制当局の責任は免れない。電力のみならず、メーカー責任も問うべき」(民主・田中慶秋氏)。「**NRCのような、まったく独立した規制機関を作れ**」(公明 斉藤鉄夫氏)。**平沼経産相は 規制の強化、原子力安全委員会との連携強化、保安院の独立性のあり方について検討したい。」「事業者が行う自主点検の法制化、傷やひび割れが見つかった場合の健全性評価の義務化といった対策を臨時国会で法令(電気事業法)に加える」と述べた。プルサーマルや原発新規立地への影響について「影響は大きいし、厳しいものと認識している。しかし(核燃料サイクルの)重要性は変わらないし、プルサーマルは必要。再発防止を徹底することで信頼回復を図っていく」と強調。**

2002.10.11 **福島県議会**がプルサーマルについて「計画を実施する(安全確保などの)前提条件が消滅した」として第1原発3号機など県内での実施停止を国に求める意見書を全会一致で可決。植田議長らが15日上京し、平沼経産相らに手渡す。同意見書では **国の検査機関の経済産業省からの独立化**」や県の「中間報告」を踏まえたエネルギー政策全般の見直しなど10項目を要求。福島第1原発1号機の原子炉格納容器の密閉性試験の不正操作疑惑など新たな不正疑惑について、徹底調査と公表を東電に求める決議も全会一致で可決。「会社の体質そのものに重大な問題がある」と厳しく批判。

2002.10.17 保安院が、院外に独立行政法人「原子力安全基盤機構」を新設し、**原子力施設の検査の大半を同法人に移管する方針を決定。**東電原発トラブル隠し問題を受け、国による原発検査体制を強化するのが狙い。同院の原子力安全担当は現在約260人いるが、同機構の職員は数百人規模を想定。2003年度内の設立を目指し、18日からの臨時国会に法案を提出。また、原子炉等規制法や電気事業法を改正して国の検査を不正に回避した場合などの罰則を強化。検査に合格していないのに原発を運転した場合、現在は100万円以下などとなっている罰金のうち、法人に適用される最高額を100倍程度引き上げる。「原子力安全規制法制検討小委員会」の中間報告案では、検査の充実を提言。電力各社の自主点検にゆだねている部分も国が随時、検査方法・結果を確認することなどを求めている。基盤機構はこの提言を実現するための実施部隊。**職員は、現在も原発の検査に関与している財団法人「原子力発電技術機構」や、原子炉メーカーなどから専門家を募集。**より専門的に人材を育成し、技術力を向上させる。**原発の運転許可など最終的な権限は保安院に残す。**保安院については、青森県の木村守男知事が「原発を推進する経産省から独立させ、独自の安全規制機関とすべきだ」と政府に要求している。基盤機構はこうした組織論とは別で、規制側の実力向上が目的という。

## < プルサーマルに関する報道 >

- 2002.8.29 南直哉東電社長が **社会的な信頼を損ねた現状ではプルサーマル燃料による原子力発電は行えない**と見送りを表明。服部拓也・原子力本部副本部長は「前提である信頼を自ら損ねたもとは、とてもMOX燃料の装荷は、私どもからはお願いできることは出来ない。」武黒一郎福島第一原子力発電所長も「福島第一3号機の定期検査の中でプルサーマル実施は難しいと思っている」
- 2002.8.29 平山征夫新潟県知事が、プルサーマル計画については **見直す必要がある。当面はありえない。**「この問題がかたずくまでは保留だ。」「今回は（受け入れの条件としていた）『安全性』と『住民の理解』の両方に影響を与えた。」計画受け入れそのものを白紙にするかと問われると「そこまでは検討していない。」
- 2002.8.29 木村守男青森県知事は「プルサーマル計画は、六ヶ所村の再処理施設本体の操業に密接に関連する。県としては計画をめぐる動向について冷静に、**厳しく見極め、慎重に対処したい。**」
- 2002.8.30 品田宏夫刈羽村長は「信頼関係で損なわれたものは大きい。**プルサーマルも当面はできない。**」「あってはならない事態が発生したことを憂い、信頼回復を強く要望したい。保安院や東京電力の『安全上問題はない』という見解を信じたい。」**プルサーマル計画実施を認めた事前了解の取り扱いについては、今その議論が必要だとは思っていない。**」
- 2002.8.30 岩本忠夫双葉町長が **きずやひびは十数年前からあるのに、安全だと言ってプルサーマルや増設を推進してきた。十数年前から日々裏切られた思いがする**
- 2002.8.30 日本原燃は「**プルサーマルをめぐる情勢がより厳しくなったと認識している。**当社としては、安全確保を基本とし、今後も着実に事業を進めたい。」
- 2002.8.30 平沼赳夫経済産業相は「(東電がプルサーマル計画の延期を表明したことについて)一企業の問題と、国のエネルギー政策の問題は別次元だが、国民の不信を招く結果になりかねない。国として必要な対策をすることで、信頼回復に全力をあげたい。」9/5福島県連役員に **国のエネルギー政策は基本的に変えるわけにはいかない。**信頼回復の後、また協力願いたい」
- 2002.8.30 尾身幸次科学技術政策担当相は「原子力安全委員会としても実情調査をしてもらいたい」と述べた。その上で、**プルサーマルの実施には 相当な影響があると思う**と話した。
- 2002.9.2 福島県大熊町議会が緊急全員協議会で、**プルサーマル計画の事前了解に関する1998年の議会同意の白紙撤回を全員一致で確認。**「事前了解の審議当時、使用済み核燃料輸送容器の改ざん問題があり、虚偽報告やデータ改ざんが一切ないことが了解の条件だった。今回の問題はその条件に違反する」(吉岡弘夫議長)。志賀秀朗大熊町長も「議会の意向に従わざるを得ない」と、町として事前了解を撤回する意向。
- 2002.9.2 福島県双葉町議会が全員協議会で「**東電との信頼関係が修復されるまではプルサーマルを進めるべきでない**」との認識で一致。岩本忠夫町長に慎重な対応を申し入れ。
- 2002.9.2 福島県双葉地方町村会と双葉地方町村議会議長会(大熊、双葉町など4町と周辺4町村で組織)が、福島第一・第二原発両所長らに出席を求め臨時会議を開催、「原子力の安全性に対する信頼を損なうばかりか、安全上重大な問題に発展する恐れがある」と、事実関係の徹底究明と再発防止策の実行を求める申し入れ書を手渡す。町村会会長の岩本双葉町長は「**プルサーマル計画や第一原発7、8号機の増設推進に尽力してきたが、返す言葉がないほど衝撃を受けている。**」各町村議長らは「東電は(トラブル隠しを)『不適切な取り扱い』などと表現しているが、故意の改ざんであり、率直にものを言う姿勢がない」などと批判。
- 2002.9.2 木村守男青森県知事は「**プルサーマル、MOX燃料への影響は必至だ。**」「どういう状況になるか、まだ見極める必要がある。少なくとも順調な環境ではなくなっており、厳しく受け止めている」と、MOX燃料加工工場について、**現段階で立地の可否判断が難しい**ことを示唆。2004年4月着工予定が極めて困難になった。翌日訪問した資源エネルギー庁の迎陽一電力・ガス事業部長に、情

報公開とともに、事業者の自主点検でも国が立ち会うよう求めた。

- 2002.9.2 福田康夫官房長官が、プルサーマル計画への影響は「全くない」と否定、「原子力が安全であることが保障されれば、環境的にもコストからも現状ではこれに勝るものはない」と強調。
- 2002.9.3 平山征夫新潟県知事が、国と東電への緊急要請でプルサーマル事前了解について「検討テーマにならざるを得ない。」「『安全性』『住民の理解』が計画の前提。今回の問題で、安全性に問題がないかチェックする必要がある」と撤回の可能性を初めて口に。
- 2002.9.3 資源エネルギー庁の迎陽一電力・ガス事業部長が木村守男知事に「核燃サイクル事業を進める方針は揺るがない」、プルサーマル計画に変更はないとする国の姿勢を虚偽報告発覚後初めて伝えた。
- 2002.9.6 柏崎市議会が9月定例議会の冒頭、プルサーマル計画の中止を求める決議を採択（賛成16、反対13）。計画実施に反対意思を示した刈羽村の住民投票（昨年5月）などで住民の理解が揺らぐ中、計画実施の根拠はなくなったと断じ、国と東電に中止を求めた。1999年に県、市、村が出した事前了解についても「実質的に成り立たない」と、3者に白紙撤回を求めた。
- 2002.9.9 榎葉、富岡、大熊、双葉の4町長が「プルサーマル計画実施と原発増設の凍結」を9/9に申し合わせ、翌日の公明党調査団との意見交換で表明。各町議会で説明した上で国に「凍結」を申し出る方針。草野孝榎葉町長は「プルサーマル計画実施と第1原発(7・8号)の増設については凍結せざるを得ない。原子力政策の中身を検討すべき段階だ。」遠藤勝也富岡町長は「プルサーマル計画は2～3年遅れ、青森県六ヶ所村の施設稼働も遅れ、核燃料サイクル自体の遅れにもなるが、やむを得ない。」岩本忠夫双葉町長は「プルサーマル計画、第1原発増設とも『一時凍結』という姿で今後の推移を見守る。凍結の期間は半年か、1年ぐらいになるか。」志賀秀朗大熊町長は「『白紙撤回』は議会の意向として東電に伝えているが、行政としての判断は『凍結』だ。」
- 2002.9.10 西川正純柏崎市長は「プルサーマル容認にあたって大前提だった安全運転の最優先と相互信頼という最も基本的な事項が、事業者自らの手によって損なわれた。」「事前了解そのものは喪失したと言わざるを得ず、東京電力に当面、（計画実施を）見送るよう申し入れる」と答弁。
- 2002.9.11 刈羽村議会が臨時会で、柏崎刈羽原発でのプルサーマル計画実施を認めた事前了解を撤回するよう品田宏夫村長に求める決議案を全会一致で可決。品田村長は「考えている方向は私も一緒。」また、刈羽村議会は、原発の維持基準やチェック体制強化などを国に求める意見書およびトラブル隠しが指摘されている柏崎刈羽2・5号の早期停止と点検などを東電に求める申し入れ書をそれぞれ全会一致で可決
- 2002.9.12 平山知事、西川柏崎市長、品田刈羽村長が会談し、1999年春の事前了解を取り消すことを決定。柏崎刈羽原発でのプルサーマル計画は事前了解以前の状態に戻る。新潟県は翌日付で文書を東電に通知、市・村も週明けまでには同様の手続き。平山知事は「国と東電の双方に対し住民が納得できるという状況になる」「柏崎刈羽原子力が一定期間の安全運転実績を重ねる」の2点を指摘。
- 2002.9.12 経済産業省がプルサーマル中止に伴い、使用済み核燃料の原発サイト内での数年～数十年間の中間貯蔵方策を検討開始。サイト内貯蔵増強策、サイト間の移動、中間貯蔵施設建設の検討。経済産業省の村田成二事務次官は「今の時点で根本からの政策見直しを急ぐことはない」とする一方で、対応策がないなら工夫せねばならない」と述べ、核燃料サイクルの政策見直しの可能性を示唆。六ヶ所村の古川健治村長は「再処理工場やMOX(ウラン・プルトニウム混合酸化物)燃料工場への影響は必至だろう。国から正式な連絡はなく全く発想を変えた取り組み(村田次官)」という真意は分からない。
- 2002.9.18 西川柏崎市長が、南東電社長にプルサーマル計画事前了解の取り消しを伝える文書を手渡した。平山新潟知事、品田刈羽村長は既に通知、すべての自治体が、取り消しの手続きを終了。
- 2002.9.19 原子力委員会がメッセージ「核燃料サイクルの推進について」を発表。「原子力発電を基幹電源と位置付け、なかんずくプルサーマルをはじめとする核燃料サイクルを国内で実用化することが必要である」、「原子力発電に対する国民の信頼を揺るがし、今後の核燃料サイクルの円滑な展開

に少なからぬ影響を及ぼしていることは誠に遺憾」、「プルサーマルをはじめとする核燃料サイクル政策の全体像に関しましては、国民の皆さまの十分な信頼と理解を得るために、原子力委員会として、さらにわかりやすい説明を行って参ります。」

2002.9.19 **佐藤栄佐久知事が福島県エネルギー政策検討会の中間報告を公表。**原子力委が書簡で「計画が進まなければ、使用済み燃料問題を立地県に起こす恐れがある」と指摘したことに「国が責任を持つべき使用済み燃料対策を立地地域のプルサーマル受け入れにすり替え、その責任を地域に押しつけようとするものではないか」と強く反発。知事は、原子力委員会メッセージについて「委員会は経産省かどこかの役所のピエロじゃないか」などと強い不快感を表明。藤家洋一委員長の9/17発言した「隠した隠さないの話で、安全の問題とは違う」に触れ「この程度の認識か」と批判、8/5の意見交換を振り返り「この程度の委員会と2時間半ももったいなかった」とこき下ろした。

2002.9.20 **富岡町議会が、国に再発防止やプルサーマル計画の凍結を求める意見書を全会一致で可決。**使用済み燃料の再処理処分場の見通しが立っていない現状でプルサーマル計画を進めないよう要請。また、東電に対し、再発防止と事実の徹底究明などを求める決議も全会一致で可決。

2002.9.24 **双葉、大熊、富岡、楢葉の町長と町議会議長で構成する福島県原子力発電所所在町協議会**が福島第一3号のプルサーマル計画と7、8号機増設の凍結を東電に対して求めると決定。10/2に東電本社と経済産業省を訪問し、(1)定期検査短縮の見直し、(2)事実の徹底究明と公表、(3)社内改革断行による信頼回復、などを申し入れる。草野会長によると、「一時凍結」で足並みを揃えていたが「『一時凍結』では甘いという意見が出たため、申し入れでは『一時』を削除。

2002.9.26 **佐藤栄佐久知事が9月定例県議会で、福島第一3号のプルサーマル計画について「(国民・県民の理解など)前提となる条件が消滅しており、事前了解は白紙撤回されたものと認識している」と**表明。9/19の中間報告で核燃料サイクルについて「直接処分など他のオプションと比較検討すべきだ」と訴えたことに触れ「国の対応を重大な関心を持って見守る。」議会後、佐藤知事は「原子力委員会や経済産業省などが理解しないため、白紙撤回されたという表現ではっきり説明した」と強調。核燃料サイクルの見直しも含め「今後、どういう行動を起こすか検討する。」福島県は「事前了解の問題以前に、プルサーマル計画自体が消えた」(幹部)とし、県が撤回する以前に自然消滅したとの認識。事前了解を県議会同意の上で出していることから「白紙撤回された」と受動的表現。東電に文書を提出するなど撤回手続きは取らない方針。

福島県議会は、東電トラブル隠し問題の行政と企業の責任の明確化と、情報公開の徹底や第三者機関による検査体制確立などの再発防止策を求める決議を全会一致で採択。10/2に東電と国から事情聴取し議会最終日に国、東電への抗議の意見書を取りまとめる予定。

2002.10.7 **佐藤栄佐久福島県知事が核燃料サイクルを含む原子力政策の見直しを求めた県エネルギー政策検討会の「中間とりまとめ」**などについて平沼経済産業相や藤家原子力委員長らに直接説明。平沼経産相には「中間とりまとめ」のほか、県議会全員協議会議事録を手渡し「県民の怒りがどのあたりにあるのか、東京に居てはなかなか分からないと思う。これを読んで、そうした怒りを胸にとめてほしい」と述べた。平沼経産相は「福島県には明治以来、国のエネルギー政策に協力していただいている。今回は大変な迷惑をかけ、おわび申し上げます」と謝罪。会談後、佐藤知事は「(プルサーマル計画は)福島、新潟両県が事前了解を白紙撤回し、状況は変わっているということを申し上げた」と説明。藤家原子力委員長には、原子力委員会の文書の「(核燃料サイクルを進めない)使用済み核燃料がたまってしまおう」という記述は「立地県に(使用済み燃料処分の)責任を押しつけるような言葉だ。もっと良識をもってほしい」と怒りを爆発させ、核燃料サイクル政策の必要性を繰り返す「藤家委員長の発言は(同政策を推進する)資源エネルギー庁など役所の言いなりのように見える。原子力委は経済産業省に敷かれたレールに乗ることしか考えられないのか」などと声を荒らげ、痛烈に批判。藤家委員長は「私は誰かの言いなりではなく、信念を持ってやっている」と反論、「これからの姿勢をみてほしい」と対話の継続を求めたが、佐藤知事は「原子力長期計画を変えなければ、もう会うつもりはない」と突き放した。また、細田科学技術担当相との会談で、知事は「国の原子力政策にとって都合の悪い情報も出して国民と一緒に考える体制を作るべきだ」と注文をつけると、細田担当相は「私も全く同感だ」と応じた。

2002.10.7 福島県議会が、**県が1998年に出したプルサーマル計画事前了解**に対する県議会の同意を白紙撤回することで合意。植田英一議長が10/10に「事前了解の前提状況は消滅しており、白紙撤回すべきものとの確認を得た」と佐藤知事に申し入れ。知事は「議会と同じ認識だ」と回答したが、議会の求める白紙撤回を東電に通告する手続きについては触れず。

議会最終日(10/11)に国への意見書と、東電に対する決議を提案することで一致。政務調査審議会で、交渉会派が「原発における信頼回復と安全確保に関する意見書」と、東電の「徹底した調査の実施と安全性確保を求める決議」を提案することで一致。意見書では、プルサーマル計画の白紙撤回を国に求めるかどうかを検討。「完全撤回」を求める共産党議員団に対し、自民党議員会は「あくまで安全性が確保できない現時点での撤回とすべきだ」と主張。意見書には、(1)第三者検査機関の設置、(2)欠陥評価基準などの制度化には立地地域の合意を得ること、(3)県エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」を踏まえて原子力政策の見直しを行うことなども盛り込む方針。

2002.10.10 福島県議会主要3会派が、「本県においてはプルサーマル計画は実施しない」との表現で県内での同計画を白紙撤回するよう国に求める意見書案をまとめ、11日の県議会本会議に共同提案することで合意。他会派も反対しない意向を示しており、全会一致で可決する見通し。「原子力発電所における信頼回復と安全確保に関する意見書」案では、(1)プルサーマル計画を実施する前提条件が消滅した今、本県においては同計画は実施しない、(2)県エネルギー政策検討会の中間報告の内容を踏まえ、エネルギー政策全般の見直しを行う、(3)国の検査は経済産業省から独立した機関で行うことなどを小泉首相、平沼経産相、原子力委員会などに申し入れる内容。

2002.10.10 核燃料サイクル協議会第五回会合(東京)で、福田官房長官、平沼経産相、藤家原子力委員会委員長、藤洋作電事連会長など全出席者が核燃料サイクルについて**いささかもこれまでの路線に変更がない**方針を確認した。木村守男青森県知事は、福田康夫内閣官房長官、平沼経産相ら政府首脳に、原子力立地府県の立場を原子力基本法などで明確にする、原子力安全・保安院の経産省からの明確な分離・独立による安全規制体制確立、**プルサーマル計画に対する政府一体としての取り組みの明確化、青森県を高レベル放射性廃棄物の処分地とはしない**、など6項目を要求。平沼経産相は「重く受け止め真摯に検討する」と回答。政府は、11月下旬の青森県議会前に再度協議会を開く方向で調整し見解を示す。木村知事は会議後、**【保安院の独立など】今日要望したこと**に納得い回答が(次回協議会で)得られなければ、使用済み核燃料の搬入は認められない。(再処理工場稼働などを含む核燃料サイクル政策への協力全般に対しても)重大な決断をする。2005年稼働予定の青森県の再処理工場や、2009年稼働予定のMOX燃料工場などについても「(要望を)ほごにしたり、一方的なことになれば、協力しない」と明言。

2002.10.11 衆議院経済産業委員会で、参考人の佐々木保安院長に対し、監督責任を問う意見が相次ぐ。「隠ぺい工作は自治体の信頼を一気に損なった。格納容器の機密性検査にも疑惑があり、調査すべき。告発者の情報を東電に漏らした保安院は法律違反」(自民・栗原博久氏)。「規制当局の責任は免れない。電力のみならず、メーカー責任も問うべき」(民主・田中慶秋氏)。「NRCのような、まったく独立した規制機関を作れ」(公明・斉藤鉄夫氏)。平沼経産相は「規制の強化、原子力安全委員会との連携強化、保安院の独立性のあり方について検討したい。」「事業者が行う自主点検の法制化、傷やひび割れが見つかった場合の健全性評価の義務化といった対策を臨時国会で法令(電気事業法)に加える」と述べた。プルサーマルや原発新規立地への影響について「影響は大きいし、厳しいものと認識している。しかし、(核燃料サイクルの)重要性は変わらないし、プルサーマルは必要。再発防止を徹底することで信頼回復を図っていく」と強調。

2002.10.11 福島県議会が**プルサーマルについて計画を実施する(安全確保などの)前提条件が消滅した**として**第1原発3号機など県内での実施停止を国に求める意見書を全会一致で可決**。植田議長らが15日上京し、平沼経産相らに手渡す。同意見書では「国の検査機関の経済産業省からの独立化」や県の「中間報告」を踏まえたエネルギー政策全般の見直しなど10項目を要求。また、福島第1原発1号機の原子炉格納容器の密閉性試験の不正操作疑惑など新たな不正疑惑について、徹底調査と公表を東電に求める決議案も全会一致で可決。「会社の体質そのものに重大な問題がある」と厳しく批判。